

定 款

制定	昭 23. 12. 22	変更	平 18. 6. 29
変更	昭 47. 1. 25	変更	平 21. 1. 5*
変更	昭 47. 3. 24	変更	平 21. 6. 26
変更	昭 47. 6. 20	変更	平 23. 6. 29
変更	昭 47. 6. 30	変更	平 24. 6. 28
変更	昭 48. 11. 1	変更	平 25. 6. 27
変更	昭 49. 6. 20	変更	平 29. 10. 1
変更	昭 49. 12. 20	変更	令 3. 6. 29
変更	昭 52. 7. 28	変更	令 3.10. 1
変更	昭 57. 7. 28	変更	令 4. 6. 29
変更	昭 62. 7. 23	変更	令 5. 6. 29
変更	平 1. 6. 29	変更	令 6.10. 1
変更	平 3. 6. 27		
変更	平 6. 6. 29		
変更	平 8. 6. 27		
変更	平 14. 6. 27		
変更	平 15. 6. 27		
変更	平 16. 6. 29		

* 株券電子化に伴う「みなし定款変更」

株式会社 四重五

株式会社四電工定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 四電工と称し、英文では、YONDENKO CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気、電気通信工事
- (2) 管、水道施設、清掃施設工事
- (3) 消防施設工事
- (4) 鋼構造物、機械器具設置工事
- (5) 土木、建築一式工事
- (6) 冷水、温水、蒸気その他の熱供給に関する事業
- (7) 情報処理に関するシステムおよび関連機器の開発、販売、施工
- (8) 電気機械器具類、建設用資材機械器具類、情報通信機械器具類、車両、医療用機械器具、介護福祉機械器具の販売、賃貸
- (9) 不動産の賃貸、売買、仲介および管理
- (10) 電柱広告
- (11) 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理およびコンサルティング業務
- (12) 電気事業に関する業務の受託、代行
- (13) 電気の供給に関する事業
- (14) 警備業務
- (15) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を高松市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集および議長)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社に10名以内の取締役（監査等委員であるものを除く。）を置く。

2. 当会社に10名以内の監査等委員である取締役を置く。

(選 任)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および社長)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）のなかから、会社を代表すべき取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、会社を代表すべき取締役のなかから、当会社の業務を統括する社長1名を置くものとする。

3. あらかじめ取締役会の決議で定めるところに従い、社長に事故あるとき等において、他の代表取締役がその職務を代行する。

(会 長)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）のなかから、会長1名を置くことができる。

(招集および議長)

第23条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あら

かじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(権限)

第 24 条 取締役会は、当会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を置くことができる。

(招集)

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員会で予め定めた監査等委員がこれを招集する。ただし、

必要があるときは、他の監査等委員も招集することができる。

2. 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当)

第 33 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第 34 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 35 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる、第 70 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 第 70 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお従前の例による。